

指宿市外国人材受入支援事業補助金 概要

1 事業の目的

外国人材を受け入れる指宿市内事業者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国から要請される入国後の待機期間等で追加的に負担する経費の一部について補助する。

2 補助事業者の要件等

外国人材を受け入れる者のうち、次の掲げる要件を満たす者とする。

- ① 市内に事業所を有し、申請時点において事業を営んでいる法人、組合、個人であること。
- ② 市税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経営環境の悪化により、市税等の滞納がある者で、徴収猶予の特例制度を活用している場合は除く。
- ③ 指宿市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

3 補助対象とする外国人材の在留資格

表1 在留資格一覧

高度専門職	経営・管理	法律・会計業務
医療	研究	教育
技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	介護
興行	技能	特定技能
技能実習	特定活動（表2）	

表2 特定活動の詳細

	特定活動の詳細	該当例
告示特定活動	5号の1, 2	ワーキングホリデー
	9, 12号	インターンシップ
	16, 17, 20, 21, 22, 27, 28, 29号	EPA
	32号	建設就労者
	33号	高度専門職の配偶者の就労
	35号	造船就労者
	37号	情報処理就労者
	42号	製造業務就労者
	46号	大卒者でN1以上の日本語力を有する者
告示外特定活動	「技能実習」「特定活動（外国人建設就労者（32号）、外国人造船就労者（35号）」で、特定活動への在留資格変更をされた方	技能実習等からの在留資格変更者

4 補助率・補助上限額

補助率：補助対象経費の4分の3以内

補助上限額：外国人材1人あたり上限10万円（10万円×外国人材人数）

※1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

5 補助対象期間

令和2年7月29日（水）から令和3年3月31日（水）

6 補助対象経費

費目	内容事例
①宿泊費	国から要請される入国後の待機期間に負担する宿泊に要する経費
②交通費	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、追加的に負担する航空費、鉄道運賃、自動車の借上費、燃料費、有料道路交通料金等
③その他経費	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、追加的に負担する荷物運搬費や引率者経費等

※ただし、消費税及び地方消費税相当額は対象外になります。

※国、県等による他の補助金において補助対象経費として計上したものは、対象外です。

7 提出書類

(1) 指宿市外国人材受入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 指宿市外国人材受入支援事業実績書（第2号様式）

(3) 指宿市外国人材受入支援事業補助対象者別明細書（第3号様式）

・外国人材1人につき、1枚ずつ作成してください。

(4) 市内に住所を有する事業所で雇用した外国人材であることを証する書類

・技能実習の場合は、「技能実習計画認定通知書の写し」

・特定技能や特定活動など指定書が交付されている場合は、「パスポートの指定書のページの写し」及び「雇用契約書の写し」

・その他の場合は、「在留資格認定証明の写し」及び「雇用契約書の写し」

(5) 対象となる外国人材の入国の日付が分かる書類の写し

・在留カードの写し

・パスポートの上陸許可認印のページの写し及び査証ページの写し

(6) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し

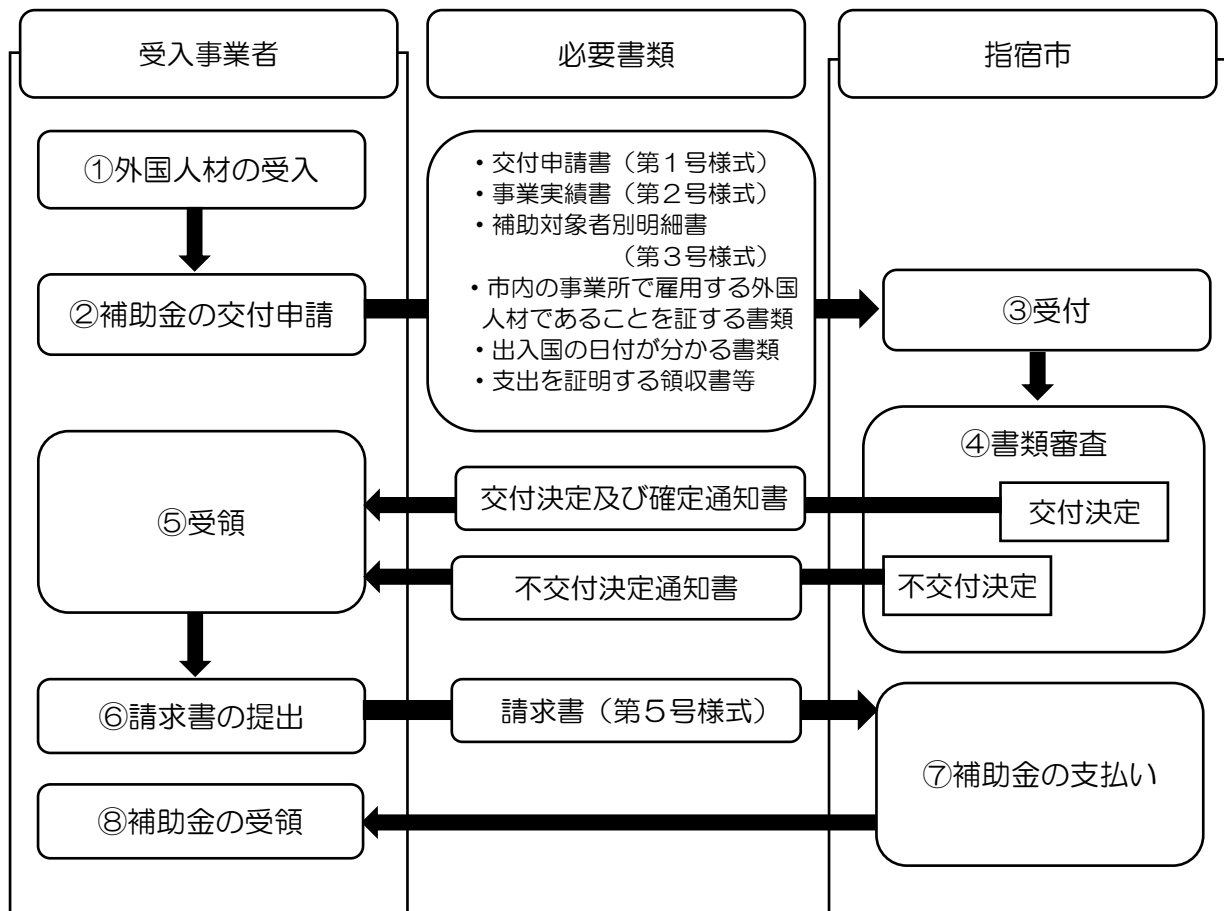
・利用した外国人材の氏名、利用期間、利用人数、支払者、支払日がわかる領収書の写し

※監理団体が立替払いした場合は、以下の書類を添付してください。

①監理団体から申請者あてに発行された領収書（明細書）の写し

②監理団体あてに発行された領収書（明細書）の写し

8 申請手続きフロー図



9 問い合わせ・提出先

【農業関係事業者】

〒891-0403 指宿市十二町 301 番地 (いぶすき農業支援センター)
 農政部 人・農地プラン推進室 推進係
 TEL : 0993-22-2111 (内線 724) FAX : 0993-27-0081

【その他事業者】

〒891-0497 指宿市十町 2424 番地
 産業振興部 商工水産課 商工運輸係
 TEL : 0993-22-2111 (内線 313) FAX : 0993-23-4987

指宿市外国人材受入支援事業補助金に関する Q&A

鹿児島県の制度である「コロナ禍における外国人材受入支援事業補助金」と仕組みはほぼ同じとなっております。

1 補助対象者について

Q1-1 本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる営業所）は市外にあるが、外国人材が就労する工場等は市内にある事業者は、補助対象になるか。

A 本社が市外であっても、当該外国人材を市内の工場等の事業所で雇用している場合には、補助対象になります。

Q1-2 本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる営業所）は市内にあるが、外国人材が就労する工場等は市外にある事業者は、補助対象になるか。

A 本社が市内であっても、当該外国人材を市外の工場等の事業所で雇用している場合には、補助対象になりません。

Q1-3 すでに廃業したが、廃業までの取組は対象になるか。

A 申請時点で事業を営んでいる法人または個人が対象となりますので、申請時点ですでに廃業している事業者は補助対象になりません。

2 補助対象経費について

Q2-1 入国後 14 日間の待機期間の宿泊費が補助対象となるとのことだが、具体的に何泊何日分が補助対象となるのか。

A 入国日を0（ゼロ）日目として、入国の次の日から起算して、14日間の待機が要請されていますので、15泊16日分を補助対象としています。

Q2-2 宿泊に伴う食費は補助対象となるか。

A 食費は補助対象外です。宿泊費と食費は分けて整理してください。ただし、宿泊費と一体となり、分けることができない食事付き宿泊プランについては、例外的に宿泊費として補助対象とします。

Q2-3 消費税の取扱いはどうなるか。

A 消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除外して算定してください。

Q2-4 県が実施している補助金等を申請しているが、今回の市の補助金と重複して申請してもよいか。

- A 県と市との重複申請はできません。ただし、県に申請した外国人材以外の方や、同じ外国人材の方であっても、県と市で対象経費が異なる場合（例：県に宿泊費を、市町村に国内交通費をそれぞれ申請する場合）については、申請可能です。
- なお、県の補助金の取扱いについては、県担当窓口にご相談ください。

Q2-5 申請期限（令和3年3月31日）以降の対象経費は、補助対象となるか。

- A 国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源とした制度であり、年度内事業完了が前提でありますので、3月31日までに補助の交付決定がなされた補助対象経費が対象となります。
- したがって、宿泊費については、3月31日（つまり30日宿泊分まで）の領収書が証明書類となるため、3月17日以降のチェックインに係る宿泊費は分割払いにするなどして3月31日までに書類提出をしてください。

3 申請手続きについて

Q3-1 補助対象経費を監理団体等が立て替えた場合、領収書の名義は監理団体でもよいか。

- A 受入事業者が支払ったことが分かるものが必要です。そのため、次の①②の書類を提出してください。
- ①監理団体から受入事業者あてに発行された領収書の写し
 - ②監理団体あてに発行された領収書の写し
- また、①②いずれかに、利用した外国人材の氏名、利用施設、利用期間、利用人数、支払者、支払日が記載されている必要があります。必要事項の記載がない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。

Q3-2 各支払いを銀行振り込みで行い、領収書が発行されない場合、どうすれば良いか。

- A 支払先が発行する請求書の写しと、それに対応する振込明細票等の写しなど、各対象経費の支払いが確認できる書類を提出してください。
- なお、請求書の写しに利用した外国人材の氏名、利用施設、利用期間、利用人数、支払者、支払日の記載がない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。